

長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
○長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱 第1条～第5条(2) 略 (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び関係書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により<u>厚生労働大臣又はこども家庭庁長官</u>が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。 第5条(4)～第13条 略 附 則 1 この要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。 2 この要綱は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。 3 この要綱は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。 4 この要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。	○長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱 第1条～第5条(2) 略 (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び関係書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により<u>厚生労働大臣</u>が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。 第5条(4)～第13条 略 附 則 1 この要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。 2 この要綱は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。 3 この要綱は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。 4 この要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

改正後				改正前			
別表3				別表3			
1事業(1施設)当たりの補助基準単価				1事業(1施設)当たりの補助基準単価			
			(単位:円)				(単位:円)
事業(施設)の種類			補助基準額	事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	<u>61,700.000</u>	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	<u>57,100.000</u>
		21人 ~ 40人	<u>124,400.000</u>			21人 ~ 40人	<u>115,100.000</u>
		41人 ~ 60人	<u>207,800.000</u>			41人 ~ 60人	<u>192,300.000</u>
		61人 ~ 80人	<u>291,900.000</u>			61人 ~ 80人	<u>270,000.000</u>
		81人 ~ 100人	<u>376,100.000</u>			81人 ~ 100人	<u>348,000.000</u>
		101人 ~ 120人	<u>459,300.000</u>			101人 ~ 120人	<u>424,900.000</u>
		121人以上	<u>543,600.000</u>			121人以上	<u>502,900.000</u>
	施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	<u>49,700.000</u>		施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	<u>46,000.000</u>
		21人 ~ 40人	<u>100,400.000</u>			21人 ~ 40人	<u>92,900.000</u>
		41人 ~ 60人	<u>167,900.000</u>			41人 ~ 60人	<u>155,400.000</u>
		61人 ~ 80人	<u>236,600.000</u>			61人 ~ 80人	<u>218,900.000</u>
		81人 ~ 100人	<u>303,900.000</u>			81人 ~ 100人	<u>281,200.000</u>
		101人 ~ 120人	<u>372,600.000</u>			101人 ~ 120人	<u>344,700.000</u>
		121人以上	<u>440,100.000</u>			121人以上	<u>407,200.000</u>
	就労・訓練事業等整備加算		<u>47,600.000</u>		就労・訓練事業等整備加算		<u>44,100.000</u>
	大規模生産設備等整備加算		<u>156,800.000</u>		大規模生産設備等整備加算		<u>145,100.000</u>
	短期入所整備加算		<u>12,900.000</u>		短期入所整備加算		<u>12,000.000</u>
	発達障害者支援センター整備加算		<u>15,000.000</u>		発達障害者支援センター整備加算		<u>13,900.000</u>
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		<u>10,600.000</u>		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		<u>9,900.000</u>
	居宅介護整備加算		<u>7,140.000</u>		居宅介護整備加算		<u>6,610.000</u>
	避難スペース整備加算		<u>41,400.000</u>		避難スペース整備加算		<u>38,300.000</u>
療養介護	本体	利用定員 20人 以下	<u>112,300.000</u>	療養介護	本体	利用定員 20人 以下	<u>103,900.000</u>
		21人 ~ 40人	<u>225,600.000</u>			21人 ~ 40人	<u>208,800.000</u>
		41人 ~ 60人	<u>376,000.000</u>			41人 ~ 60人	<u>347,900.000</u>
		61人 ~ 80人	<u>529,200.000</u>			61人 ~ 80人	<u>489,600.000</u>
		81人 ~ 100人	<u>681,000.000</u>			81人 ~ 100人	<u>630,000.000</u>
		101人 ~ 120人	<u>832,600.000</u>			101人 ~ 120人	<u>770,300.000</u>
		121人以上	<u>984,400.000</u>			121人以上	<u>910,700.000</u>
	就労・訓練事業等整備加算		<u>47,600.000</u>		就労・訓練事業等整備加算		<u>44,100.000</u>

改正後					改正前					
	大規模生産設備等整備加算				<u>156,800,000</u>	大規模生産設備等整備加算				<u>145,100,000</u>
	短期入所整備加算				<u>12,900,000</u>	短期入所整備加算				<u>12,000,000</u>
	発達障害者支援センター整備加算				<u>15,000,000</u>	発達障害者支援センター整備加算				<u>13,900,000</u>
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算				<u>10,600,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算				<u>9,900,000</u>
	居宅介護整備加算				<u>7,140,000</u>	居宅介護整備加算				<u>6,610,000</u>
	避難スペース整備加算				<u>41,400,000</u>	避難スペース整備加算				<u>38,300,000</u>
	共同生活援助	本体	定員4人～10人		<u>29,300,000</u>	本体	定員4人～10人		<u>27,100,000</u>	
短期入所整備加算				<u>12,900,000</u>	短期入所整備加算			<u>12,000,000</u>		
エレベーター等設置整備加算				<u>2,320,000</u>	エレベーター等設置整備加算			<u>2,150,000</u>		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算				<u>10,600,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算				<u>9,900,000</u>	
居宅介護整備加算				<u>7,140,000</u>	居宅介護整備加算				<u>6,610,000</u>	
避難スペース整備加算				<u>41,400,000</u>	避難スペース整備加算				<u>38,300,000</u>	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設		本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>117,964,000</u>	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>109,126,000</u>	
	標準			<u>112,348,000</u>	標準			<u>103,930,000</u>		
	21人 ～ 40人	都市部	<u>236,908,000</u>	21人 ～ 40人	都市部	<u>219,159,000</u>				
		標準	<u>225,628,000</u>		標準	<u>208,722,000</u>				
	41人 ～ 60人	都市部	<u>394,971,000</u>	41人 ～ 60人	都市部	<u>365,377,000</u>				
		標準	<u>376,164,000</u>		標準	<u>347,979,000</u>				
	61人 ～ 80人	都市部	<u>555,846,000</u>	61人 ～ 80人	都市部	<u>514,197,000</u>				
		標準	<u>529,378,000</u>		標準	<u>489,712,000</u>				
	81人 ～ 100人	都市部	<u>715,254,000</u>	81人 ～ 100人	都市部	<u>661,660,000</u>				
		標準	<u>681,195,000</u>		標準	<u>630,153,000</u>				
	101人 ～ 120人	都市部	<u>874,416,000</u>	101人 ～ 120人	都市部	<u>808,897,000</u>				
		標準	<u>832,777,000</u>		標準	<u>770,377,000</u>				
	121人以上	都市部	<u>1,033,701,000</u>	121人以上	都市部	<u>956,247,000</u>				
		標準	<u>984,478,000</u>		標準	<u>910,711,000</u>				
	訓練事業等整備加算			都市部	<u>49,998,000</u>	訓練事業等整備加算			都市部	<u>46,252,000</u>
				標準	<u>47,617,000</u>				標準	<u>44,049,000</u>
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	<u>164,662,000</u>	大規模訓練設備等整備加算			都市部	<u>152,325,000</u>
				標準	<u>156,822,000</u>				標準	<u>145,072,000</u>

改正後					改正前					
		短期入所整備加算	都市部	13,567,000		短期入所整備加算	都市部	12,552,000		
			標準	12,922,000			標準	11,955,000		
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,768,000		発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,587,000		
			標準	15,018,000			標準	13,893,000		
		障害児相談支援整備加算	都市部	11,269,000		障害児相談支援整備加算	都市部	10,426,000		
			標準	10,734,000			標準	9,930,000		
		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,504,000		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,943,000		
			標準	7,147,000			標準	6,613,000		
	小規模グループケア整備加算	都市部	24,202,000	小規模グループケア整備加算	都市部	22,390,000				
		標準	23,050,000		標準	21,324,000				
	避難スペース整備加算	都市部	43,518,000	避難スペース整備加算	都市部	40,258,000				
		標準	41,446,000		標準	38,341,000				
	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	64,909,000	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	60,048,000
				標準	61,819,000				標準	57,189,000
			21人 ～ 40人	都市部	130,678,000			21人 ～ 40人	都市部	120,888,000
				標準	124,456,000				標準	115,131,000
41人 ～ 60人			都市部	218,206,000	41人 ～ 60人			都市部	201,856,000	
			標準	207,816,000				標準	192,244,000	
61人 ～ 80人			都市部	306,589,000	61人 ～ 80人			都市部	283,617,000	
			標準	291,990,000				標準	270,111,000	
81人 ～ 100人			都市部	394,971,000	81人 ～ 100人			都市部	365,377,000	
			標準	376,164,000				標準	347,979,000	
101人 ～ 120人			都市部	482,254,000	101人 ～ 120人			都市部	446,121,000	
			標準	459,291,000				標準	424,876,000	
121人以上			都市部	570,882,000	121人以上			都市部	528,106,000	
			標準	543,697,000				標準	502,959,000	
訓練事業等整備加算		都市部	49,996,000	訓練事業等整備加算	都市部		46,252,000			
		標準	47,616,000		標準		44,049,000			
大規模訓練設備等整備加算		都市部	164,662,000	大規模訓練設備等整備加算	都市部		152,325,000			
		標準	156,822,000		標準		145,072,000			
短期入所整備加算		都市部	13,569,000	短期入所整備加算	都市部		12,552,000			
		標準	12,922,000		標準		11,955,000			
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,768,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部		14,587,000			

改正後				改正前			
	元連障害者支援センター整備加算	標準	15,018,000		元連障害者支援センター整備加算	標準	13,893,000
		都市部	11,269,000				障害児相談支援整備加算
	標準	10,734,000		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	標準		
	都市部	7,504,000				居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部
	標準	7,147,000		避難スペース整備加算			標準
	都市部	43,518,000				避難スペース整備加算	都市部
標準	41,446,000		増築整備(既存施設の現在定員の増員)	標準			38,341,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設			都市部	32,515,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設
		標準	30,967,000	標準	28,648,000		
	別表1のうち上記以外の施設		30,900,000	別表1のうち上記以外の施設			28,600,000
短期入所(短期入所のみの整備の場合)			15,600,000	短期入所(短期入所のみの整備の場合)			14,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)			10,600,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)			9,900,000
障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	11,269,000		障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	10,426,000	
	標準	10,734,000			標準	9,930,000	
居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)			7,140,000	居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)			6,610,000
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	7,504,000		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	6,943,000	
	標準	7,147,000			標準	6,613,000	
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設	都市部	43,518,000	避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設	都市部	40,258,000
		標準	41,446,000			標準	38,341,000
	別表1のうち上記以外の施設		41,400,000		別表1のうち上記以外の施設		38,300,000
補装具製作施設			15,600,000	補装具製作施設			14,500,000
盲導犬訓練施設			194,400,000	盲導犬訓練施設			179,900,000
点字図書館			53,400,000	点字図書館			49,400,000
聴覚障害者情報提供施設			72,000,000	聴覚障害者情報提供施設			66,600,000

備考

1

本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

2

都市部とは中核市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)の区域をいう。標準とは都市部以外の区域をいう。

3

短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改正前			
	元連障害者支援センター整備加算	標準	13,893,000
		都市部	10,426,000
	標準	9,930,000	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,943,000
		標準	6,613,000
	避難スペース整備加算	都市部	40,258,000
標準		38,341,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設	都市部	30,081,000
		標準	28,648,000
	別表1のうち上記以外の施設		28,600,000
短期入所(短期入所のみの整備の場合)		14,500,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)		9,900,000	
障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	10,426,000	
	標準	9,930,000	
居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)		6,610,000	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	6,943,000	
	標準	6,613,000	
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設	都市部	40,258,000
		標準	38,341,000
	別表1のうち上記以外の施設		38,300,000
補装具製作施設		14,500,000	
盲導犬訓練施設		179,900,000	
点字図書館		49,400,000	
聴覚障害者情報提供施設		66,600,000	

備考

1

本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

2

都市部とは中核市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)の区域をいう。標準とは都市部以外の区域をいう。

3

短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。